

# 多摩六都科学館組合特定事業主行動計画の実施状況及び 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和 6 年 12 月 26 日

多摩六都科学館組合管理者  
多摩六都科学館組合議会議長  
多摩六都科学館組合代表監査委員

多摩六都科学館組合（以下、「本組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、多摩六都科学館組合管理者、多摩六都科学館組合議会議長、多摩六都科学館組合代表監査委員が策定する特定事業主行動計画として策定、実施しています。このたび、法第 19 条第 6 項に基づき、本計画の実施状況を以下のとおりとりまとめましたので公表いたします。

あわせて、法第 21 条の規定に基づき、本組合における女性の活躍状況を公表いたします。

## 1 行動計画の実施状況（令和 5 年度末時点）

### （1）常勤職員の女性人数（目標値：2 人）

	令和 5 年度
常勤職員の女性人数	1 人
備考	令和 5 年度新規採用なし

### （2）常勤職員の年次有給休暇の取得日数（目標値：年間 20 日に対し 16 日以上）

	令和 5 年度
常勤職員の年次有給休暇の取得日数	12.9 日
備考	対象職員 2 人（註）

（註）令和 5 年度全期間を在職した職員に限る。当該期間の中途採用者、退職者、休業（部分休業を除く。）、休職の事由がある職員を除く。

### （3）暫定再任用職員の年次有給休暇の取得日数（目標値：年間 20 日に対し 16 日以上）

	令和 5 年度
暫定再任用職員の年次有給休暇の取得日数	7 日
備考	対象職員 1 人（註）

（註）令和 5 年度全期間を在職した職員に限る。当該期間の中途採用者、退職者、休業（部分休業を除く。）、休職の事由がある職員を除く。

(4) 会計年度任用職員の年次有給休暇の取得日数（目標値：付与日数に対する取得率 80%以上）

	令和5年度
会計年度任用職員の年次有給休暇 取得率	44.2%
備考	対象職員2人（註） （パートタイム会計年度任用職員）

（註）令和5年度全期間を在職した職員に限る。当該期間の中途採用者、退職者、休業（部分休業を除く。）、休職の事由がある職員を除く。

2 法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績

① 採用した職員に占める女性職員の割合及び職員に占める女性職員の割合  
(令和5年度)

区 分	女性	男性	合計	割合
常勤職員	0人	0人	0人	—
暫定再任用職員	0人	1人	1人	0.0%
会計年度任用職員	2人	1人	3人	66.6%

② 職員に占める女性職員の割合  
(令和5年度)

区 分	女性	男性	合計	割合
常勤職員	1人	2人	3人	33.3%
暫定再任用職員	0人	1人	1人	0.0%
会計年度任用職員	2人	1人	3人	66.7%

令和5年度において、常勤職員の採用はありませんでした。

会計年度任用職員については、令和5年度に女性2人を採用しています。

③ 男女の賃金の差異 (令和5年度)

情報公表対象者となる職員数が少なく、特定の職員の給与が推測し得ると判断し、公表を行いません。（任期の定めのない常勤職員3人、任期の定めのない常勤職員以外の職員3人）

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (令和5年度)

管理的地位にある職員数：1人（うち女性 0人）

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(令和5年度)

区 分	職員数	女性職員数	割合
局次長	0人	0人	0.0%
課長	1人	0人	0.0%
課長補佐	0人	0人	0.0%
主査	2人	1人	50.0%
主任	0人	0人	0.0%

令和5年度における常勤職員数：3人（女性1人、男性2人）

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

① 男女の平均した継続勤務年数の差異

(令和5年度末時点)

区 分	対象人数			平均勤続年数			
	女性	男性	合計	女性	男性	全体	男女の差
常勤職員 (註)	1人	2人	3人	22.0年	26.5年	25.0年	4.5年

(註) 任期の定めのない職員に限る

② 男女別の育児休業取得率及び実取得日数

(令和5年度)

区 分	対象職員数	実取得日数	取得率
男性	0人	0日	0.0%
女性	0人	0日	0.0%

(註) 育児休業取得の対象：3歳未満の子を養育している職員

③ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに実取得日数

(令和5年度)

区 分	対象職員数	実取得日数	取得率
出 産 休 暇	0人	0日	0.0%
育児参加休暇	0人	0日	0.0%

(註) 令和5年度において、職員の配偶者の出産はありませんでした。

④ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(令和5年度)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
常勤職員	1:00	0:00	0:30	0:00	0:00	0:00	4:45
暫定再任用職員	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
会計年度任用職員	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	11月	12月	1月	2月	3月	年合計	月平均
常勤職員	0:00	0:30	2:15	1:00	11:15	21:15	1:45
暫定再任用職員	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
会計年度任用職員	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00

管理職の超過勤務の状況については、条例上対象外であるため上表中には表れていませんが、実際には令和5年9月から令和6年3月までの休職者1名ならびに令和5年3月31日付普通退職者1名にかかる職員数減による事務対応等により、超過勤務が多く発生しています。

また、管理職以外の超過勤務の支給対象となる常勤職員2名のうち休職者が1名という職員数減の中、常勤職員1名の超過勤務は令和6年度新規採用職員にかかる事務ならびに給与改定事務の対応等によるものでありました。令和5年度3月の超過勤務時間のうち大半は休日勤務時間であり、職員数減の中常勤職員1名が開館30周年にかかる記念式典やたまろくと市民感謝デーの事務に従事したことによるものです。暫定再任用職員、会計年度任用職員の超過勤務はありませんでした。